

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和 7 年 6 月 19 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和7年6月19日(木曜日)

午前9時58分開議

午前11時29分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

報告第1号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 令和6年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第13号 令和6年度熊本県病院事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第16号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(8人)

委員長 岩本浩治

副委員長 荒川知章

委員 岩下栄一

委員 藤川隆夫

委員 内野幸喜

委員 岩田智子

委員 亀田英雄

委員 立山大二朗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 下山 薫

政策審議監 鍼本亮太

医監木脇弘二

長寿社会局長 本田敦美

子ども・

障がい福祉局長 清水英伸

健康局長 篠田誠

首席審議員

兼健康福祉政策課長 入田秀喜

健康危機管理課長 弓掛邦彦

高齢者支援課長 笠新

認知症施策・

地域ケア推進課長 永野千佳

社会福祉課長 富安智詞

子ども未来課長 緒方雅一

子ども家庭福祉課長 中村寿克

首席審議員

兼障がい者支援課長 竹中良

医療政策課長 神西良三

国保・高齢者医療課長 黒瀬琢也

健康づくり推進課長 堤茂

薬務衛生課長 飯野彬

病院局

病院事業管理者 平井宏英

総務経営課長 米田健人

事務局職員出席者

議事課主事 井島美幸

政務調査課主幹 内布志保美

午前9時58分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第3回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、

続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○下山健康福祉部長 まず、先般、4月の閉会中の本委員会で、今年度の新規事業について御説明をさせていただきました。その後の動きとしまして、4月末にくまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターを開設しまして、昨日になりますけれども、18日に「こどもまんなか熊本」推進本部会議を開催し、今年度の取組事項について共有を図るなど、随時事業に着手をしているところでございます。引き続き、適宜相談等をさせていただきながら、他の事業も含め着実に進めてまいりたいと思っております。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算議案2議案、報告3件でございます。

まず、予算関係でございますが、議案第1号、令和7年度熊本県一般会計補正予算では総額18億7,000万円余、議案第3号、令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算では190万円余の増額をお願いしております。

主な内容ですが、周産期医療や救急医療の提供体制確保に向けた医療機関に対する施設整備費等への助成や医療費適正化推進等に資する電子処方箋を導入した薬局への助成、また、訪問介護事業所等が行う人材確保体制の構築、経営改善に向けた取組への助成に要する経費などを計上しております。

今回の6月補正予算により、特別会計を含めた健康福祉部の令和7年度予算総額は、3,534億円余となります。

また、報告関係につきましては、報告第1号、令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち外2件を御報告させていただきます。

以上、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 それでは、引き続き、担当課長から議案第1号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料2ページをお願いいたします。

令和7年度6月補正予算関係について御説明申し上げます。

社会福祉総務費の右側の説明欄を御覧ください。

福祉総合相談所運営費で、当該相談所の外壁等の改修工事について、工事着工後、建物の劣化が設計時の想定よりも進行していることが判明したことから、増額をお願いするものでございます。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

3ページをお願いいたします。

まず、予防費でございます。

一番右の説明欄1の新興感染症対応力強化事業でございますが、これは、新型インフルエンザなどの新たな感染症危機、前回の新型コロナのようなことでございますが、に備えるため、県と感染症法に基づく協定を締結する医療機関が行う感染対策に係る施設、設備の整備に要する経費の助成等を行うものでございます。

次に、下段の食品衛生指導費でございます。

説明欄の1、と畜検査整備事業でございますが、これは、食肉の輸出に必要な検査機器の更新に要する経費でございます。

健康危機管理課は以上でございます。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

4ページをお願いいたします。

老人福祉費の右側説明欄1、介護保険対策費の訪問介護等サービス提供体制確保支援事業(経済対策分)につきましては、訪問介護事業所等において実施する研修体制の構築や経験年数の短い職員への同行に対する支援、経営改善を目的とした専門家の派遣など、人材の確保や定着及び経営改善に要する経費への助成です。

高齢者支援課は以上です。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

5ページをお願いいたします。

老人福祉費の右側説明欄1、介護保険対策費は、国の経済対策によりケアプランデータ連携システムを活用、促進し、デジタルにより業務効率化を図るモデル地域づくりの事業です。

介護事業所や介護施設間のケアプランのやり取りをデータで行うシステムを活用し、業務改善に取り組む事業所等を支援する市町村への助成に要する経費でございます。

認知症施策・地域ケア推進課の説明は以上でございます。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

6ページをお願いいたします。

生活保護総務費の右側説明欄1、生活保護事務費についてですが、これは、生活保護基準額の改定等に伴いますシステム改修に要する経費でございます。

説明は以上でございます。

○緒方子ども未来課長 7ページをお願いいたします。

児童福祉総務費の説明欄1、国庫支出金返納金の国庫支出金精算返納金については、令和5年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実績確定に伴う国庫支出金の返納分でございます。

その下、公衆衛生総務費の説明欄1、母子医療対策費の小児慢性特定疾病対策事業については、小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る所得区分の決定の基準額が変更になったことに伴う公費負担システムの改修費でございます。

子ども未来課は以上でございます。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

資料は、8ページをお願いいたします。

上段の社会福祉施設費についてでございます。

説明欄1を御覧ください。

女性相談センターの一時保護所入所者とその同伴児童等に提供する給食経費につきまして、人件費等の増加に伴い予算が不足しますことから、補正をお願いするものでございます。

次に、下段の児童福祉施設費でございますが、これも同様の理由で、児童相談所の一時保護入所児童に係る給食費につきまして、増額をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

予算の増額をお願いいたしました女性相談センターと児童相談所の一時保護所の給食業務につきましては、令和9年度までの委託契約を行うこととしておりますので、債務負担行為の限度額の追加も併せてお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

10ページをお願いいたします。

右の説明欄、1つ目の障がい者福祉諸費の障がい福祉分野における相談支援体制等強化事業についてですが、熊本県が実施する法定研修の次世代の講師を養成するための研修会の実施のための経費でありまして、経済対策を活用するものであります。

続いて、その次の2、障がい者福祉施設整備費であります。障害者福祉施設を整備する社会福祉法人等に対する助成額を決めますもので、続いて、その下の1、保健医療推進対策費の施設整備促進支援事業ですが、これは、物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難な精神科病院に対して助成するものであります。経済対策を活用するものです。

11ページをお願いします。

こちら、1の精神保健費の自殺予防等対策推進事業であります。子供、若者へ支援する市町村等へ専門的な助言や支援を行う「子ども・若者自殺危機対応チーム」の設置のための経費であり、経済対策を活用するものです。

障がい者支援課は以上です。

○神西医療政策課長 医療政策課です。

12ページをお願いします。

公衆衛生総務費ですが、説明欄1の保健医療推進対策費の(1)病床数適正化支援事業は、医療需要の急激な変化を踏まえ、病床数の適正化を進める医療機関に対する助成です。

次に、(2)施設整備促進支援事業は、物価高騰を含む経済状況の変化により、施設整備等が困難な医療機関に対する助成です。

次に、説明欄2の母子医療対策費の地域連携周産期支援事業は、分娩取扱医療機関が少ない地域に所在する分娩取扱医療機関の運営費や、分娩を取り扱わず妊婦健診を行う医療機関の設備等整備費についての助成です。

医療政策課は以上です。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

資料の13ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費について、説明欄にございます難病対策費ですが、先ほど子ども未来課から説明がありました内容と同じく、基準額変更に伴う公費負担システムの改修に要する経費の増額をお願いするものです。

健康づくり推進課は以上でございます。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

14ページをお願いします。

右側説明欄1、薬務行政費の電子処方箋の活用・普及促進事業について御説明させていただきます。

国の経済対策として電子処方箋を導入する薬局に対する助成を行う事業でございますが、事業対象期間が本年3月から9月に延長されたことを受けまして、今回助成金の増額をさせていただくものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第3号の説明をお願いいたします。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の補正予算でございます。

国民健康保険運営費について、子ども・子育て支援納付金の算定方式の検討等に関する増額をお願いするものです。

子ども・子育て支援金制度は、令和8年度に創設される子供や子育て世帯を支援する新しい分かち合い、連帶の仕組みです。その財源は、協会けんぽや共済などの保険者を通して支払われる子ども・子育て支援金を充てることとなっています。

国民健康保険においても、令和8年度から、被保険者の方々は、子ども・子育て支援金を保険料と合わせて市町村に納め、市町村は県にその納付金を納めることとなります。

この子ども・子育て支援納付金の額の算定方式につきまして、市町村と協議の上、国民健康保険運営協議会に諮問を行う必要がございます。また、県内にこの制度を広く周知するため、広報も行う予定でございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○岩本浩治委員長 それでは次に、報告第1号の説明をお願いいたします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料16ページをお願いいたします。

令和6年度繰越計算書の報告でございます。

民生費のうち社会福祉費で、上段の総合福祉センター施設整備事業費は、当該センターの照明設備等の改修工事に係る設計業務で、工法検討などに時間を要したことによる繰越しでございます。

下段の福祉総合相談所運営費は、当該相談所の外壁等の改修工事に係る経費で、先ほど補正予算の中でも御説明いたしましたとおり、建物の劣化が進行しており、工事に時間を要したことによる繰越しでございます。

次に、災害救助費で、避難所生活環境改善事業費は、避難所の生活環境改善に必要な資機材購入に要する経費ですが、国の経済対策に伴い、2月補正で予算化したもので、年内の執行が困難なため、繰越しをお願いするものです。

いずれも、今年度中の完了に向か、着実な推進を図ってまいります。

健康福祉政策課からは以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課で

ございます。

17ページをお願いいたします。

公衆衛生費について、新興感染症対応力強化事業費のうち、912万円余を繰り越しております。

これは、新たな感染症危機に備えるため、県と感染症法に基づく協定を締結する医療機関が行う感染対策に係る施設設備の整備に要する経費でございますが、工事が年度内に完了しないため、繰り越したものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課です。

18ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明いたします。

事業の一番上、介護施設等職員待遇改善推進事業費につきましては、介護職員の人工件費や職場環境改善の費用を助成する事業ですが、国の経済対策に伴いまして、令和6年度の2月補正で予算化した事業を繰り越したものでございます。

残りの4事業につきましては、高齢者施設の開設準備に係る経費や施設整備、介護テクノロジーや災害対策などの設備整備に対する助成ですが、これらは、資材の入手難や国の経済対策に伴い、工期が確保できなかったことから繰り越したものでございます。

いずれの事業も、年内の完了を予定しております。

高齢者支援課は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

繰越計算書について御説明します。

1番の認知症基本法理解促進事業費と物価高騰対策事業費(高齢者施設等分)、生産性向上・職場環境整備等事業費(訪問看護分)の3件は、いずれも、国の経済対策に伴い、令和

6年度の2月補正で予算化した事業費を繰り越したもので、今年度中に事業完了の見込みです。

なお、物価高騰対策事業費につきましては、当課のほか、同様の事業を行う課においても記載がございますが、同様の趣旨でございますので、以下の説明は省略させていただきます。

認知症施策・地域ケア推進課の説明は以上です。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

20ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉費の物価高騰対応生活困窮者支援事業費についてですが、これは、物価高騰の影響を受けております生活困窮者の支援を行う団体の生活必需品の給付などの活動について助成するもので、年度内に完了を予定しております。

その下の物価高騰対策事業費については、説明を省略します。

説明は以上でございます。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

21ページをお願いいたします。

児童福祉費の事業名欄の2つ目、出産・子育て応援交付金事業費については、妊娠時及び出産時にそれぞれ5万円を支給するとともに、伴走型の相談支援を実施するものが、年度後半の出生分を令和6年度2月補正で計上いたしまして、その分を繰り越したものでございます。

次のページ、公衆衛生費、事業名欄、遠方妊婦交通費等補助事業費については、当初、分娩に係る交通費、宿泊費が対象だったものが、妊婦健診での交通費も対象となり、その費用を令和6年度の2月補正で計上し、未執行分を繰り越したものでございます。

子ども未来課の説明は以上でございます。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

23ページをお願いいたします。

児童福祉費につきまして、6つの事業を繰り越しております。金額の大きなものを御説明いたします。

上から2段目のひとり親家庭等支援事業費は、長期化する物価高騰の影響によりまして経済的に困窮し、緊急に支援が必要な独り親家庭に対しまして、食料品や生活必需品の配付を行うための経費でございます。経済対策に係る補正に伴いまして、今年度に繰り越して実施するものでございます。

下から3段目の清水が丘学園整備事業費は、ハード整備の一部の工事が年度内に完了しないことが見込まれたため、繰越しをしたものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

24ページをお願いします。

1、社会福祉費の1段目、障がい者施設等職員待遇改善推進事業費から次の25ページの2段目の障がい者福祉施設整備事業費までの事業につきましては、いずれも、経済対策など国の補正予算を受け、2月補正で予算措置を行った事業であり、今年度に繰り越して実施するものです。

次の3段目の福祉センター施設整備改修事業費については、身体障がい者福祉センターの設備改修工事の年度内の完了が見込めなかつたので、繰り越したものであります。

次の2の児童福祉費のこども総合療育センター管理運営費については、こども総合療育センターの設備改修工事の年度内の完了が見込めなかつたので、繰り越したものであります。

障がい者支援課は以上です。

○神西医療政策課長 医療政策課です。

26ページをお願いします。

公衆衛生費で4つの事業を繰り越しておりますが、2番目の物価高騰対策事業費については、先ほど説明がございましたので、省略します。

まず、一番上の医療施設等整備事業費は、災害拠点病院の機能強化に対する施設等整備を助成するものですが、物価高騰等による資材調達の遅れ等により繰り越したものでございます。今年度中の事業完了を予定しています。

次に、下から2段目の生産性向上・職場環境整備等事業費及び下段の産科・小児科医療確保事業費、それから次のページ、27ページの医薬費の災害時歯科保健医療提供体制整備事業費ですが、いずれも、国の経済対策に係る補正予算に伴い、本年2月に予算を確保いたしまして、今年度に繰り越して実施するものでございます。

医療政策課は以上です。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料28ページ、お願いします。

物価高騰関係につきましては、御説明を割愛させていただきます。

3の医薬費の一番下に記載がございます電子処方箋の活用・普及促進事業費につきましては、先ほどの御説明と重複いたしますが、国の経済対策に伴いまして、昨年の2月補正で予算措置を行いました電子処方箋の導入に関する助成でございますが、昨年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

薬務衛生課からは以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、報告第6号の説明

をお願いします。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課です。

29ページをお願いいたします。

事故繰越となった2事業について御説明をさせていただきます。

上の段の施設開設準備経費助成特別対策事業費につきましては、施設を新たに開設する際などにその準備経費に対して助成をする事業でございますが、事業実施の前提となる施設本体の建設工事の着工後に業者が破産したことなどにより工事が中断し、新たな契約等のため時間を要したことから、工期が延長となったものでございます。それに伴いまして、開設準備につきましても、年度内の完了が困難となり、事故繰越となったものです。

下の段の老人福祉施設整備等事業費は、施設の防災、減災対策のための施設改修や非常用自家発電設備の整備等を支援する事業ですが、工事着工後に新型コロナやインフルエンザ等の感染拡大が施設内で発生をいたしまして、施設への人の立入りを制限したことで工事の中止を余儀なくされたことなどから、年度内に事業完了せず事故繰越となったものでございます。

なお、いずれも年度内に事業は完了する予定となっております。

高齢者支援課は以上でございます。

○岩本浩治委員長 最後に、報告第16号の説明をお願いします。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

報告第16号、歯科保健対策の推進に関する施策の報告についてです。

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づきまして、歯科保健の現状、令和6年度の成果、令和7年度の取組について御報告いたします。

資料33ページをお願いいたします。

まず、1、本県の歯科保健の現状について御説明いたします。

(1)子どもの歯の状況につきましては、虫歯有病者率が、いずれも前年度より数値は改善しており、全国の順位で見ますと、1歳6か月児が32位、3歳児が41位、12歳児の1人平均虫歯本数が全国39位となっております。

次に、(2)成人の歯の状況につきましては、進行した歯周病を有する人の割合が、40歳、60歳ともに全国と比べて高い状況にございます。

次に、(3)の高齢者の歯の状況につきましては、80歳で20本以上の歯のある人の割合が、全国と比べてよい状況にあります。

資料34ページをお願いいたします。

(4)の市町村のフッ化物洗口事業の取組状況ですが、まず、熊本市以外の市町村では、令和6年度の保育所、幼稚園の実施率が80.1%で、小中学校の実施率は99.4%でございます。

熊本市につきましては、全小学校で実施しておりますが、92校のうち、3校のみが全学年実施でございまして、そのほかは、ほとんどが1年生、2年生のみの実施となっております。

次に、フッ化物洗口事業の成果についてです。

12歳児の虫歯の状況で見ますと、条例制定前の平成21年度は1人平均2.6本が、令和5年度では0.8本と改善しておりますが、一部地域では増加に転じており、新型コロナ禍の影響等による一時的なものか状況を注視してまいります。

資料35ページをお願いいたします。

続いて、2、令和6年度の主な取組の成果について、主な事業を説明させていただきます。

まず、歯科保健推進事業として、6事業に取り組んでおります。

(1)の8020推進事業では、地域において歯科保健に携わる人材の育成、(2)の8020支援事業では、糖尿病対策における医科、歯科連携の推進、(4)のむし歯予防対策事業では、市町村が実施するフッ化物塗布やフッ化物洗口事業に対する助成を実施しております。

36ページをお願いいたします。

一番下の欄、歯科医療確保対策事業でございます。

県歯科医師会が実施する障害児、者歯科診療に係る事業費及び八代歯科医師会が実施する休日歯科診療事業の運営費の助成を行っております。

37ページをお願いいたします。

一番上の欄、歯科衛生士確保対策事業でございます。

歯科衛生士の人材確保及び育成を行うため、熊本県歯科医師会が実施する高等学校等への職業説明会、歯科衛生士の離職防止研修会などに対して助成を行っております。

次の欄、在宅歯科医療連携室機能強化事業でございます。

訪問歯科診療に関する相談や調整などを行う在宅歯科医療連携室の運営費を助成しております。

飛びまして、一番下の欄の歯科衛生士による高齢者の自立支援事業では、歯科衛生士が介護予防の現場などにおいて技術的な支援ができるよう、必要な知識を習得する研修会に対して助成を行っております。

38ページをお願いいたします。

一番上の欄、障がい児(者)口腔ケア事業でございます。

各地域の歯科医師等を対象に研修を実施し、障害の特性に関する理解の促進を図っております。

次の欄、熊本型早産予防対策事業でございます。

県内の妊婦の方々を対象に早産の一因となる歯周病などに対する生活指導のほか、妊婦

歯科検診などを行う市町村への助成、情報発信を行っております。

最後に、次の欄、教育庁の歯・口の健康づくり推進事業です。

全小中学校でのフッ化物洗口実施に向けて、市町村や学校の取組が円滑に進むよう支援を行っております。

続いて、39ページをお願いいたします。

3、令和7年度の主な取組の概要について御説明いたします。

今年度は、健康づくり推進課におきまして、常勤歯科医師の配置、歯科衛生士の増員などにより体制を強化し、災害時歯科保健活動マニュアル作成に着手するなど、取組のさらなる充実に努めてまいります。

なお、取組の概要につきましては、ただいま説明いたしました令和6年度の内容と重複いたしますので、新規事業のみ説明させていただきます。

41ページをお願いいたします。

番号6、障がい児・者歯科医療提供実態調査につきましては、障害がある方への歯科医療に関する課題等の把握、対策の検討に向け、歯科医療機関に対して調査を実施するものです。

次に、番号7、災害時歯科保健医療提供体制整備事業につきましては、災害時の歯科医療、口腔ケア等の活動に必要な車両、器材等の整備に要する経費を助成するものです。

歯科保健対策についての説明は以上です。

○岩本浩治委員長 それでは、続きまして、病院局の審査に移ります。

まず、病院事業管理者から総括説明を行い、続きまして、担当課長から説明をお願いいたします。

○平井病院事業管理者 病院局でございます。着座にて説明いたします。

今回提出しておりますのは、資料30ページ

になりますけれども、お戻りいただきまして、令和6年度熊本県病院事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告についてを提出しております。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き、報告第13号の説明をお願いいたします。

○米田総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

この工事につきましては、昨年5月に県と締結しました感染症に係る医療措置協定書に基づき、平時からの備えとして、病棟に独立した給排気設備を5床を設置する工事等でございます。

繰越しの理由としましては、表右側説明欄のとおり、入札不調のため、年度内に施工ができなかったものでございまして、入札を3回実施しましたが、技術者不足等により不調となったものでございます。

なお、この工事につきましては、先般、4回目の入札を実施しました結果、応札があり、契約も完了しておりますが、今年11月上旬には工事が完成する見込みでございます。

病院局の説明については以上でございます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願ひします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑ありませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 4ページの訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関してなんですが、ここは、もともと訪問介護事業所自体が人材不足になり、なつかつ、介護報酬の面で、なかなか事業が円滑に運営できないような状況があろうかというふうに思っております。

そういう中で、これに対して助成をするって話だと思うんですけども、これは、人材確保ってそう簡単な話じゃないので、具体的にどういう形で人材確保に向けてやられるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

藤川委員、御質問ありがとうございます。

今委員の発言の中にもありましたように、訪問介護事業所の経営状況が非常に厳しいという状況を踏まえまして、昨年の国の経済対策を受けての補正予算で措置をされたものでございます。

今お尋ねのありました人材確保対策につきましては、補助のメニューといたしまして、事業所の中で、なかなか規模も小さいところが多いもんですから、研修等も内部でやるのは難しいので、外部の研修等を活用した研修体制の構築ですか、あと、中山間地域が特に厳しいというお話を伺いしていますので、そういったところにおける採用活動に係る費用への助成、また、先ほど説明の中でも触れさせていただきましたが、やはりお一人で訪問するということになりますので、経験年数が短い方が定着をしていただけるように、経験年数が短い方に先輩の職員が同行訪問をする費用ですか、そういうものを助成するということで予定をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○藤川隆夫委員 今の話である程度分かったんですけども、結局、この訪問介護事業というのを今一人でという話をされておりましたけれども、本来、一人で行くと、極めてこれはある意味リスクが伴うというのは当たり前の話でありまして、本来であれば、やっぱり二人で行くというのが筋だろうと思うんですね。

だけど、結局は、訪問介護事業所があまりにも小さいために、それを言うことができないというのが恐らく現状であろうというふうに思っています。

そういうような現状を招いているのは、やはり介護報酬の部分だろうというふうに考えておりますので、こういう場当たり的な対応ではなくて、本来であれば、根本的に介護報酬の引上げ、これは医療部分もそうなんですけれども、それをやっていかないと、要は、これは地域包括ケアシステムの核になる部分だろうというふうに思っておりますので、そういう部分を含めて、やはりこれはこれとしてやりながら、実態はこうなんだから、国に対して、やっぱり介護報酬を上げてほしいという意見を、県からでも、知事会等含めて、これを出していいただかないと、こういうことやってもほとんど改善しないというのが私は現状だろうというふうに思っておりますので、そういう部分含めて対応していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。もういいです、この答弁は。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

委員の御指摘、ごもっともだと思っております。

本県のほうでも、今月4日の政府要望の際にも、厚生労働省のほうに介護職員等の待遇改善については御要望をさせていただいたところでございます。

引き続き、県といたしましても、介護職員の処遇改善等について国に対して要望を続けていければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

高齢者支援課は以上でございます。

○岩本浩治委員長 そのほかに何かございませんか。

○内野幸喜委員 これは、もう以前から話していることですけれども、今回、たまたま高齢者支援課、29ページ、事故繰りの案件ありますけれども、今回のいろんな予算見てみると、R6の経済対策分で施設設備等整備費というのが幾つか挙上げられています。もう既に繰越しなわけですよね。

これからいろいろな事業をやっていくときに、恐らく年末から年明けにかけてという、そこから始まるケースもあると思うんですよね。そうなると、もう実質1年ちょっとしかないと。これは本当にそれで終わるんだろうかというケースが、今のこの人手不足とかいろんな状況を見ると、やっぱりあるんですね。

今回、この事故繰りということで、私は、これは決して悪いということではなくて、やっぱりそういうケース、これから増えてくると思うんです。今回、この事故繰りになった分について、国はどういうふうな反応だったのかというのをちょっと教えていただければなと思うんですけども。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

今回の事故繰りの件に関しましては、そもそもその令和5年度から6年度への繰越しというのの根本的な理由が、上の施設開設準備経費につきましては、医療介護福祉基金を使っておりまして、基金の内示が非常に遅いということもありまして、国の内示を受けて、県

の事業として、そこから事業者に内示をして、補助申請をしていただいて、交付決定をしてからしか事業に着手できないということもありまして、やはり予算化した年度の工期、事業期間というのが非常に確保できていないというのが問題点だと思っています。

以下の段の事業は、国の経済対策を踏まえて措置した事業でございますので、同じように予算化の時期が遅いもんですから、事業の工期が予算化した年度に取れてないというのが一番大きな原因かと思っています。

1つ目の事業の基金につきましては、例年非常に内示が遅いもんですから、国への要望の際にも、やはり早期の内示ですとか交付決定についてはお願いをしているところで、そこは引き続きお願いをしていければと思っています。

国のこの事故繰りに対する評価でございますけれども、一応国費が絡む分につきましては、財務局等の承認を受ける必要もございますので、先ほど御説明をしたような内容で御説明をしまして、一応そこは御納得をいただいているものだというふうに認識をしているところでございます。

○内野幸喜委員 納得してもらっているという話ありましたけれども、私は、むしろちょっと逆に心配するのが、事故繰りが、もうないほうがいいんですけども、それを事故繰りになっちゃ駄目だということばっかり意識し過ぎて、本来やらないといけない施設の整備ができないということになると、これまたおかしいなというふうに思うんですよね。

やっぱり最近の例を見ると、経済対策というのは、どうしても年末とか年度末というのが多いですから、必然的にもう繰越しになってしまふんですよね。そうなると、もう1年間短くなっているわけですから、そういう意味では、この事故繰りというのも、やっぱりしっかりと国ほうにも、これは仕方ない部

分もあるわけですから、そこはやっぱり、知事会とかも通してだと思うんですが、言つていかないといけないのかなというふうには思っています。

○笠高齢者支援課長 御意見ありがとうございます。

確かに、委員おっしゃるとおり、経済対策への対応等につきましては、財源はその年度に予算として確保しますけれども、事業実施が翌年度になってしまうというような状況が近年続いておりますので、その中で終わればいいんですけども、今回のようにやむを得ない事情が発生した際には、どうしても次の年に事故繰りということになりますので、そこは財務局等にも丁寧に説明をしながら、事故繰り自体が駄目だということにならないように、県のほうからもしっかりと説明をしてまいりたいと思っております。

高齢者支援課は以上でございます。

○内野幸喜委員 よろしくお願ひします。

○岩本浩治委員長 その他。

○岩田智子委員 11ページの精神保健費の新しいもので国から出ているやつで、こども・若者自殺危機対応チームの設置に要する経費がありますけれども、どういう方がそのチームに入るのか教えてください。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課であります。御質問ありがとうございます。

チームの構成としましては、今のところ、精神科医、心理士、保健師、精神保健福祉士、弁護士などを想定しているところであります。

以上です。

○岩田智子委員 本当に子供と若者、この前

もちよと話題に上りましたけれども、自殺率がやっぱり高い状況があるので、ぜひ力を入れてほしいなと思う事業ですので、よろしくお願ひします。

続けてよろしいでしょうか。

歯科保健のことについてなんですかけれども、31ページから、ちょっといろいろ読ませていただいて、1歳6か月で虫歯がある子が0.68%で全国32位、3歳児が11.42、全国41位、その順位によると、すごく下のほうに感じるんですけども、でも、その差というのは、物すごく小さい差なんだろうなとは思います、やっぱり小さい子たちの虫歯の原因というのを大体どういうふうに思えばいいんでしょうかね。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。御質問ありがとうございます。

虫歯の原因は多岐にわたるとは思うんですけれども、1つは、御家庭での食生活であるとかそういったところが一因にはあろうかと思います。

議員御指摘のとおり、全体として、確かに全国で見ると低位ではございますけれども、全国的に今度の率は下がっておりまして、全体的には減少していっております。ただ、一緒に減少しているものですから、なかなか順位が上がってはいかないんですけども、一定の成果は出ている状況かなというふうに思っております。

健康づくり推進課は以上でございます。

○岩田智子委員 それで、学校でのフッ化物洗口の事業が、もう小中学校で100%ということでされていますけれども、学校の現場が、やっぱりなかなか先生不足とかいろんなものがあって、やっぱり健康づくり推進課が進める事業もありますので、各市町村の担当の方たちが、しっかりとこれに関わるという

ことが100%できているのかどうかの把握はどうでしょう。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

おっしゃるとおり、この事業、市町村に実施していただいているものでございますけれども、市町村の中でも、健康部局、保健部局、そして教育部局が連携して取り組んでいただいているところでございまして、各市町村にて状況が少しずつ違っているというふうには考えております。

で、各地域において、そういった取組について協議する場というのがございますので、そういった中でいろんな御意見が出たりとか、あるいは個別に私どものほうにも市町村の状況として御意見をいただいたりとかするところもございますので、そういったところを見ながら、どのような支援ができるのか、教育委員会と連携しながら進めていければというふうに考えております。

健康づくり推進課は以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

そういう形で、やっぱり地域によってちょっといろいろ差があるというのは私もいろんなところからお聞きしてまして、やっぱり負担になっているという学校の先生たちの話も一部で聞いておりますので、連携をしながらも負担のないような形で進めていただきたいし、子供たちの虫歯が減っているという状況もありますので、それは、とても効果的なのだろうと考えておりますけれども、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

いろんな健康祭りとか各地で開かれると、必ずこの歯のコーナーがあって、だから、そういうところにおきますと、高齢者の虫歯率というか、80代で20本の率がすごく高いというのはとても何かうれしいなというふうに思います。

やっぱり歯の健康に関しては、小さいときから、食生活もそうなんですけれども、歯磨き、それから、いろんなところでしっかりとこれはしていかないと、さっき周産期の子供の低体重児の話もありましたけれども、とっても大事なんだなというふうに今改めて思いましたので、しっかりとこれはやっていってほしいなと思いますが、先ほど言ったように、学校でのことに関しては、ちょっといろいろ考えていただきたいなということで要望をしておきます。

以上です。

○堤健康づくり推進課長 ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、学校現場での御負担というふうな声も上がっているというのは私どももお聞きしております。

一方で、子供の歯の健康を守っていくというふうなことも進めていかなきやいけない、その辺のバランスを取りながら、非常に難しいこともありますけれども、何とかそういう取組を進めていけるよう関係者としっかりと協議を進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今のに関連でいいですか。

歯科保健対策、条例つくりながら今やっていますよね。その中で、今回、データ、多少改善されてきてます。ただ、結局は、このデータを押し下げているのは熊本市であって、ほかの郡部のところはきちっとやっているというふうに、このデータからすると読み取れるというふうに思っています。

もともと熊本市が、このフッ化物洗口、なかなかこれを進めなかつたという経緯があります。そういうような経緯の中でこういうふうなデータになつてていると思っておりますので、郡部の学校できちつとやれているのであ

れば、熊本市内も恐らくやれるんだろうと思ひますけれども、やっている学校数が少ないというのが現状。

やっぱりそうなつてくると、あと、家庭でどうやってこれをフォローしていくかって話になりますので、ある意味、家庭教育のほうも大事になってくるでしょうから、そういうのも含めてやっていっていただければというふうに思いますので、併せて、この部分、私のほうからも要望とさせていただきます。

あと1点、これに関して、障がい児・者の歯科医療提供実態調査事業というのをやられるということになっておりまして、要は、障害児者の歯科診療をやる県下の歯科医療機関、おののおの結構な数が手を挙げているというふうに思っているんですけども、実際にやられているところというのは極めて少ないというふうにも聞いております。

この事業をやられる中で、これを調査するというふうにありますけれども、なぜ、そういう今言った形で、手を挙げているけれども、実態としてあまりやられていないという現状があり、その大きな原因が、実は障害児者の歯科診療って極めて難しくて、簡単に、虫歯があります、行きました、そのまますぐ治療ができるかというと、できないというのが現状だろうというふうに思っております。

その中で、そこの歯科診療所の椅子に座つただけでは、実は診療報酬が取れないと。少しでも歯を触らないと診療報酬が取れないという実態があります。そういうの含めて、なかなか手を挙げるところは少ないんだろうというふうに思っておりますけれども、今回、現状、今把握されているこの障害者、難病者含めて歯科診療をやる歯科医療機関はどの程度あるのか、まず教えていただければと思います。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今の事業自体は、健康づくり推進課の方ということですが、先生御指摘のところのように、その障害児、者の口腔ケアの部分については非常に重要な部分だと思いますので、先ほどの件については、また、健康づくりのほうからあろうかと思いますが、よく我々も連携を取りながらやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 ゼひお願ひしたいと思います。

○藤川隆夫委員 きちっと調べていただきて、実際に本当にやっているところにつないでいただくってことが大事だろうと思いますので、市町村にやっぱりこれはそういう情報提供をして、市町村のほうに聞けば分かるような体制をつくってもらえば、障害児者の歯科診療はここでやってますよと。そこにつないで、そこに行ってもらうというような仕組みをつくれば、もうこれは進んでいくんだろうなというふうに思います。

現状は、この障害児者の歯科診療、今一極集中でやられておりますので、熊本市の歯科医師会の裏にある保健センターでやっていると思いますけれども、そこだけだと、やっぱりもう結局間に合わないというか、もう全然需要に追いついてないような状況がありますので、いろんな地域でこれができるというのが望ましいというふうに考えておりますので、できるだけどこでもできるような体制をつくっていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でいいです。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

ちょっと先ほどの説明を補足させていただければと思います。

令和5年度の障害児者の受け入れの医療機関というのは、データとしては163医療機関が手を挙げておられます、実態がどうなのかということが見えていないというところもございまして、今回、歯科医療機関を対象に調査の予算を計上させていただいているところでございます。

ちょっとまた調査については今後進めいくことになりますので、また、改めてそこは御報告をしていくことになると思います。

健康づくり推進課は以上でございます。

○藤川隆夫委員 よろしくお願ひします。

○岩下栄一委員 虫歯の原因関係はもう明らかです。ここに悪い見本がおりますので。

認知症対策ですけれども、報告事項になりますが、認知症の中で、徘徊老人といいますかね、自分がどこにいるか分からぬようになって、もうさまよい歩いて行方不明になって、行き倒れして、死ぬというようなケースが随分増えていると聞いておりますけれども、本県では、そういう実例が幾つもあるんですか。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

今お尋ねいただきました認知症が原因で行方不明の方につきまして、先日県警のほうから公表がございましたが、令和6年1年間で146人というふうなことで公表がされております。

以上です。

○岩下栄一委員 こうした人たちを発見するとか、あるいは保護するとかいうのは何か手を打っておられるわけですかね。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

今お尋ねいただきました認知症高齢者の見守り活動につきましては、各市町村で様々な取組がされておりまして、現在、令和5年時点で38の市町村が取り組んでおられます。

方法としましては、例えば、GPSを貸与するなどして衣服や靴などに装着していただいて探しやすくするありますとか、あと、貼付け式のステッカーなどで、それを見つかった方が読み込んでいただきますと、御家族とか市町村のほうに連絡が行くような形であるとか、そういう形での見守りを行っているところでございます。

○岩下栄一委員 人間の死にぎまで、最も悲惨なのは行き倒れで死ぬのが一番悲惨な死に方だと思いますけれども、認知症の方が行方不明になって、そのまま田んぼに突っ込んで死んだったとかですね、新聞記事なんかによく出ます。明日は我が身というわけじゃありませんけれども、今から増えていくと思うんですね。

やっぱり地方自治体で、市町村あたりで認知症の人たちをケアしていくというシステムづくりをぜひ早くお願いしたいと思います。

以上です。

もう一つよかですか。

ちょっとようと知らぬけん聞きますけれども、薬務衛生課に。

今、ちまたには薬があふれております。そういう中で、コンビニでも何でも薬売っているし、登録販売者という制度があると聞いておりますけれども、これは許可ですか、免許ですか、登録販売者。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。御質問ありがとうございます。

登録販売業者に関しては、薬務衛生課が所管しておりますけれども、文字どおり、登録とあるとおり、県によって登録された方々がその販売に従事するという仕組みになってお

ります。

以上でございます。

○岩下栄一委員 免許ですか。ただ許可制。

○飯野薬務衛生課長 御質問ありがとうございます。

詳細については、改めて確認をさせていただきまして、御報告させていただければと思います。

○岩本浩治委員長 改めて説明ということでよろしゅうございますか。

○亀田英雄委員 8ページの児童福祉施設費についてです。

被虐待児童等の一時保護に係る給食に要する経費の増ということなんですが、この理由、給食費が単に上がったのか、児童生徒の数が増えたのか。私の身の回りでも最近あったもんですから、ちょっと気になつたんですけども、最近の増減の動向、現在の数とか、ちょっと詳細にお知らせください。

○中村子ども家庭福祉課長 児童の一時保護のところでございますけれども、増額の要因でございますけれども、現契約の前が4、5、6ということで、3年間の契約をしておりまして、7、8、9ということで、3か年間の契約をする予定で昨年の12月補正のときに債務負担行為をさせていただきまして、御承認いただきまして、一般競争入札をしたところでございますけれども、積算をするときに、当然物価の上昇ですとか、そういったところを見積りをしたんですけども、入札の結果、不落というふうな形になりました、その原因といいますのは、市況の物価の上昇の状況ですかそういったものを少し見積りが甘かったということで、現在は、3か年間の

契約ではなくて、ちょっと予算が不足、不落いたしましたので、半年間の契約をさせていただいておりまして、今回、増額の補正を御承認いただきまして、3か年間ですね、残り2.5年の契約というふうな形でさせていただきたいと思っております。

こういったことがないように、今回の見積りに当たりまして、民間信用機関あたりの今年度の上昇率あたりも加味して、今回の増額をお願いしているところでございます。

それから、質問の2つ目、一時保護の状況でございます。

一時保護をされる前提といたしまして、虐待の通告件数ございますけれども、虐待通告件数は、令和5年度から6年度につきまして、約2,700件から2,800件ぐらいということで高止まりの状況でございます。

そういう状況の中で一時保護の数でございますけれども、令和5年度の数は648人でございまして、令和6年度は766人ということで、1.18倍ということで、一時保護の数も少し増えてきているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○亀田英雄委員 大分増えたるような気がいたしますが、理由というのが、何か分析されておりますか。

○中村子ども家庭福祉課長 虐待通告件数の主な通告の元でございますけれども、警察のほうとも随分連携させていただいておりまして、警察のほうからの通告というのが大部分でございますので、そういう警察と福祉、児童相談所の連携が、落ち度がなく、しっかりとつながってきているということも言えようかと思っております。

先ほど、2,700件から2,800件という数字申し上げましたけれども、その全てが当然一時保護とか重篤な問題ではなくて、中には、面

前DV、夫婦間のけんかということを子供に見せてしまうということで、例えば、周りの方が心配したり、そういったことで通告を受けておりますので、そういう形で大事に至らないようにしっかり見守りをしている結果としての、増加の部分もあろうかと思っております。

以上でございます。

○亀田英雄委員 先ほど、身近であったって話をしたんですけども、やっぱり全然分からぬままに、そんなことがあったんだということだったものですから、子供に害といいますか、その子供の心に影響のないように早めの対応というのもお願いしたいなというふうに思っています。

もう一点いいですか。

あと、11ページ、先ほど岩田委員のほうからもあったんですけども、この自殺予防等の話なんですけれども、昨日、特別委員会でもありましたよね。多いって話だったんですけども、金額が多ければいいという話じゃないんですけども、50万という数字、今回新規事業で。

重要な課題という話だったということなんですけれども、ほかにこの問題に対する取組というのが、どのようなことが行われておるのか、不勉強ですので、ちょっとあれば教えていただければと思いますけれども。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

まず、この金額のところについて少し申し上げさせていただきますと、今回、国のほうでも経済対策の中でこういったものも示された中で、我々として、よりこの事業を活用していく可能性はもちろんあるなというふうには思っているんですが、一旦、今回初回ということもありますので、どんな形で、より多く活用をできるかということ

は、検証をしていた上で、さらに、この事業について拡大できるかどうかとかということについても考えていきたいなというふうに思います。

今回のこの新しくつくるチームの設置ということ以外の部分に関しまして申し上げますと、現状、SNSのほうへ相談ということで、LINEを使ったものであったりとか、あとは、夏休み前とかが非常に、そこで啓発カードというのを学校で配付をするだとかということを行っているほか、あとは、若者を対象とした相談支援ということで精神保健センターのほうでしてもらうということ、あとは、ゲートキーパーというふうに申し上げますけれども、どういったことに悩んでいるのかとかということにしっかり寄り添って、もちろんの相談に乗るとかということをする方がいますが、そういうた養成講座というのをこれまで行っているところです。

今回、今年度から新しく、先ほどのチームの立ち上げということ以外についても、若者を対象のゲートキーパー養成講座というのをより拡大していくこととか、あとは、教師向けにもゲートキーパーの養成講座を実施するとかということなどをしていく予定であります。

私からは以上です。

○亀田英雄委員 自殺者が増えるというのは、やっぱり社会のひずみってあると思いますよね。なかなか、増えていくというのは、いいことではないと思いますので、その辺のナープな課題なんですけれども、なるだけ減るように、不幸な人が増えないようにろしくお願ひします。

○岩本浩治委員長 その他、質問よかですか。

○立山大二朗委員 5ページの老人福祉費

で、介護保険対策費のケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業のところで、ちょっと伺いたいんですけれども、事業者間でデータ連携をして、より進めようというところだと思うんですけれども、そのモデル地域というのが具体的にどこの市町村とかいうのを教えていただければと思います。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

今お尋ねいただきましたモデル地域については、一応予算を御承認いただきましてから正式な募集という形でございますので、現状で確定しているところではございませんが、事前に要望調査ということさせさせていただいている中では、8市町村から9モデルの要望があつてあるところでございますので、それを基に予算のほうを計算させていただいたところでございます。

ちなみに、昨年度は、5町村で取組を実施していただいたところです。

以上です。

○立山大二朗委員 居宅介護であったり、介護事業者としっかりとデータ連携していくことというのがすごくよりよいケアにつながっていくことはとても大事だと思うんですけれども、昨年5町村、今年も8市町村ということで、何か思ったよりやっぱり少ないなという感じがするんですよね。何とかもうちょっと啓発していくとか取組をしてもらえるような形で進めないのかなと思うんですけれども、お考えを伺ってもいいですか。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、モデル地域は、まだまだ少ない状況でございまして、これは、国の10分の9の補助を受けます関係で補助上限額

もございまして、なかなか全地域でということにはならないところでございますが、モデル地域にならない市町村でありますても、いろいろな形で、研修会ということで御一緒に勉強させていただいて、このケアプランデータ連携システムを使ってのケアマネジャーの負担軽減でありますとか、実際にサービス提供されている介護職の方の負担軽減につながるといったことを御理解いただいて、利用促進を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○立山大二朗委員 おっしゃるとおりで、現場の負担軽減にも言及していただいたんですけども、国としても推進しようというところで結構呼びかけているはずだけどなあと思うところで、ちょっとお尋ねさせていただきました。ぜひ、しっかりと啓発を含めて対応よろしくお願ひいたします。

○岩本浩治委員長 よろしくお願ひしたいと思います。

○藤川隆夫委員 全く同じところの話なんだけれども、視点がちょっと違うので、違う聞き方をさせていただければと思います。

このケアプランのデータ連携システム、これは、ある意味、利便性が向上するんだろうなというふうには思うんですけども、実際つくるのは、ケアマネが恐らく作成していく話になろうかというふうに思っております。

その中で、事業所等に所属していないケアマネだと、ある程度これはいいのかなというふうに思うんですよね。ところが、事業所に所属しているケアマネってこれだけの仕事以外のことを結構やっているので、ある意味、このことによって負担感が生じる可能性があるし、結局、3か月に1回更新していかなければいけないので、逆に言うと、極めてこの事業は、実態としては物すごく忙しくなるとい

う部分もあるし、全部これは個人情報だから、これをどう管理していくのかということもあるろうかというふうに思っておりますので、今言った、どういう形でこれを管理していくのかということと、個人情報だから。

それともう一点、さっき言ったところ、要は、負担感が、減らすんだけれども、出てくるところもあるという話はどういうふうに考えていらっしゃるか、教えていただければと思います。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

ただいま御指摘いただきました個人情報の取扱いであるとか、このシステムを使うことでの負担が新たに発生しないかということであったかと思いますが、これまで、ケアプランにつきましては、ケアマネジャーさんたちを含め、それぞれの介護ソフトでおつくりになってこられたと思うんですけども、それはそのままにして、事業所間で違うソフトを使っている場合でもデータでやり取りができるようにするという部分のデータ連携システムでございまして、これまでファクスであるとか、郵送であるとか、そういう形でやり取りをしていたものをデータでやり取りができるようにすることで、実際そこは、例えばファクスの間違いであるとか、また、紙で受け取ったものを転記、また再入力するようなそういう手間を省略できるようなそういうシステムでございます。

ですので、今回、厚生労働省のほうが開発をされまして、国保連のほうで運用されておりますといったことで、個人情報の管理については、きちんと管理がなされているシステムというふうにお聞きしております。

以上です。

○藤川隆夫委員 ある意味、個人情報に関しては、きっちり管理できているってことで安

心はしましたけれども、先ほど言ったように、やっぱりこれは、実際のケアプランを立てられる当事者自体は、施設間をほとんど移動しないことが多いし、事業所はある程度固定されている場合があるので、このデータをどういうような形で利活用するのかがちょっと見えないところが私にはあって、要は、医療機関にかかる患者さんだと、ある意味、いろんなところを動いて受診されるからこのデータは使えるけれども、この介護現場においては、先ほど言ったように、ある施設に入ってしまえばそのままの場合も結構あるから、逆に言うと、そのデータが、じゃあどこで必要になるのという話が逆に出てくるというふうに思うんですよね。

だから、その付近の——もう一つちょっと分かりづらいんですよね。利便性があるような話はあるんだけれども、実際は、ちょっとそうなのかという疑問が非常にがあるので、もしその部分で何か答えられる部分があれば教えてください。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

今お尋ねいただきました部分、こちらのほうの御説明が不足しておりました。

このシステムにつきましては、主に使われる場面は、居宅介護支援事業所と介護サービス提供の事業所の間になりまして、居宅の場合ですと、いろいろなサービスを組み合わせて在宅介護、在宅生活を続けられることになりますので、幾つかのサービス事業所との間でケアマネジャーがやり取りするに当たってのデータ連携ということでございます。

以上です。

○藤川隆夫委員 今までよく分かりました。要は、在宅にいる人対象だよね。そういうことです。了解です。分かりました。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

先ほど岩下先生から御質問いただいた件に関して御回答をさせていただきます。

まず、薬機法において、薬品の販売というのは店舗販売業許可とかが必要という前提になりました、その店舗内でどういった人間が販売できるかということについては、薬剤師または登録販売者になるわけなんですけれども、薬剤師が国家試験に合格した者の免許制であるのに対し、登録販売者は都道府県知事が実施した試験に合格し、その登録リストに載った者という位置づけでございまして、登録販売者は免許制というより、どちらかというと資格を持っている者といったような位置づけの者というふうに理解をしていただければと思います。

御説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 その他、ありませんでしょうか。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど亀田委員のほうから、虐待の状況につきまして、ちょっと詳細にということでお話をありましたけれども、私少し数字を申し上げずに、ざくっとした話をしましたので、ちょっと補足をさせていただきます。

令和6年度の虐待通告件数は2,818件でございまして、そのうち軽微なもの、軽微といいますか、助言指導する形で、お子さんが帰るといいますか、在宅に戻るようなものは1,942件で、68.9%は助言指導で終わっております。

重篤なものといたしまして、親と分離をするというふうな施設の入所、あるいは里親のほうに委託をするとか、そういうところを見ますと、施設の入所は79件2.8%、里親への

委託は49件1.7%というふうになっておりまして、7割弱のところは助言指導で済んでいるということでございます。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 亀田委員、よろしくうございますか。

○亀田英雄委員 ありがとうございます。御丁寧に。

○岩本浩治委員長 その他、質問ないでしょ
うか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第3号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんでしょうか。

○内野幸喜委員 犬、猫の譲受け対象者として県に登録されている団体の役員の方のところで、先日、150匹を超える猫の死体が発見

されて、生きていた猫は12匹、レスキューされたというのがありました。

私自身、保護猫と一緒に生活しています。その猫の中には負傷猫もいるんですよね。私がからすると、そういう非常にショッキングな事案でした。

私の身近な人が、実は6月2日の救済を行っています。で、最初は、そういう状況っての私も分からなかつたです。夕方遅く、夜帰ってきて、私も話を聞いて、そういう状況だったんだというのを初めて知りました。写真とか見せてもらった限り、これは事前に分からなかつたのかなという気もしたんですね。

そこでまず、県のほうにちょっと聞きたいのが、これは、もう市は動物愛護法違反で告発してます。これは、多頭飼育崩壊ということではなくても明らかに動物虐待なんですね。

県としていつ把握したのかということと、把握して以降、県はどういうことをやってきたのかというのをちょっとお聞かせいただければなと思います。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、県が知った日とその後の対応も含めまして、時系列で御説明させていただければと思います。

まず、そもそも今回の事案自体は、5月27日に熊本市の愛護センターのほうに通報があります。ちなみに、市のほうとしましては、その日と30日に現地調査を行っておりまして、県には30日に熊本市のほうから県の動物愛護センターのほうに連絡があつております。

で、先ほど委員もおっしゃいましたが、6月2日に警察署と動物愛護団体等が現地に入りまして、生存する猫と、あと、死体のほうを回収しておりますけれども、この日のうちに、県のほうでは、今回の事案の対象者が所

属していた動物愛護団体に対しまして、県が譲渡した犬と猫の有無等について確認を開始しております。

さらに、県の登録譲受け対象者の全てについて現地調査を行うこととしまして、6月3日から調査を開始しております。

で、熊本市以外の3団体と個人で活動されているお二人の方については、保健所が現地の調査を実施しております。ちなみに、この中で飼養管理等に問題等はあっておりません。

で、あわせて、その後、6日に熊本市のほうが警察に刑事告発しておりますけれども、13日に、県のほうで登録譲受け対象者に対しまして、県の犬・猫譲渡要領に定めます登録譲受け対象者の遵守事項というのがございますけれども、こちらについて改めて遵守徹底をするように文書を発送しております。

その後、17日火曜日までに、熊本市内にある6団体とお一人の方おられますけれども、そのうちの2団体とお一人の方について調査を終えておりまして、こちらにつきましても、いずれにおいても問題はあっておりません。残る4団体については、相手方、あわせて、熊本市のほうと日程調整がつき次第、県のほうと現地調査をしていくという予定でございます。

ちなみに、現地調査の中では、犬、猫が健康に暮らせる環境が整っているか、あと、飼養頭数は飼養場所の規模や従事する人数に見合っているなどを確認しております。

加えて、登録内容に変更がないかも併せて確認をしておりまして、変更が生じている場合については、速やかに変更届を出すように指導しております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 分かりました。

今回、代表者じゃなかったわけですよね。県の場合、現地調査というのは、基本的に

は、その登録されている住所、代表者のところだと思うんですよね。今回は、その代表者じゃなくて、役員を務めた方のところというところで、今後、そういったところまで含めて調査をするのかどうかというの、ちょっとどうなんですか。

○弓掛健康危機管理課長 ちなみに、登録自体は、まず代表者、責任者の住所というのを登録しております、あわせて、飼養管理場所についても登録がなされております。その中には1か所というところもありますが、会員さん含めて複数箇所登録しているところもございますので、登録がなっている全てについて現地調査に今入っております。

この中で、登録の内容が変更されて、飼養場所が増えたりというところもございますので、それは、現状に合わせまして調査をしているところでございます。

今後も引き続き、現地調査については必要に応じてというところでやっておりますけれども、今後は、毎年定期的に現地調査も含めてやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 やっぱり再発防止、こういうことがないようにしていかないといけないと。

例えば、譲受けを受けた場合、その後の後追いを調査するというのも大事だと思いますし、あと、報告をしてもらうというか、そういうこともやっていかないといけないと。

場合によっては、定期的な、事前に連絡しなくて調査するとか、そういったことも必要なと思うんですね。やっぱり今回のこの件もインパクトが強くて、非常にやっぱりショックを受けている方も多いと思います。

知事も記者会見でコメントしてましたけれども、こういったことが起こらないように、県のほうではできる限りの対処をしてほしい

なというふうに思います。

これはもう要望で。

○弓掛健康危機管理課長 每年、現地調査については、委員おっしゃるとおり、通告をせずに行くということも必要かなと思っておりますので、そういったこともやるかどうかについては、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 内野委員、よろしくおございますね。

○内野幸喜委員 はい。

○岩本浩治委員長 そういうことで、ぜひ、小まめにお願いをしたいと思います。

ほかに何か。

○岩田智子委員 今のに関連して、一言いいでしょうか。

私も保護猫を飼っているんですけども、やはり避妊去勢手術の場合、県からは1頭当たり1万円補助してますよね。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

以前は、そのような形で補助をしておりましたが、動物愛護センターができましたので、そちらのほうで無料で今避妊去勢手術をやっております。

以上でございます。

○岩田智子委員 じゃあもうあそこで一括されているってことですね、今は。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

おっしゃるとおりでございます。

○岩田智子委員 地方のいろんな取組をされている方が、やっぱりそこだけではなかなか連れて行ったりいろいろするのが大変だって言うんです。

この前、山都町にちょっと行ったときに、出張で避妊去勢をされている方が来られていて、大体30頭ぐらい避妊去勢をそこでもされていましたけれども、有料ではありますけどね。その避妊去勢をした猫たちの追跡調査とかそういうところもすごく重要なというふうに思いました。

やっぱりかわいいからもう保護したいという気持ちは物すごく分かるんだけれども、でも、自分で飼えなければ、やっぱり責任が取れない場合もたくさんあるんだというところも、やっぱりそれぞれの地域でも啓発を、動物愛護が、ただもう愛するだけというかな、それだけではいけないんだという啓発もすごく必要だなというふうに今回のことでも私も思いましたので、重ねてよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この前、卵巣予備能検査が幸村議員の質問で見直すということになったんですけども、その答弁の中でちょっと気になるところがあったので、今日お尋ねしますが、あのとき、2月、予算通っていて、私たちも中身なかなか精査しないまま、私たちも賛成をしてたんですけども、知事が報道での内容を知ったとおっしゃったことがちょっと気になってしまって、いろんな施策があるので、知事が一つ一つそういう細かい内容とかは分からぬのかもしれないけれども、やっぱり決裁をするのは知事なので、あの発言はどうかな、知事に言わなければいけないんですけども。いろんな新しい施策、今回もいろいろ出てますけれども、そういうのやっぱり知事が見られるんですよね。確認です。

○緒方子ども未来課長 ありがとうございます。

知事は、事業自体が実施されるということは当然御存じでした。今回、細かいところまでという意味合いで、そこまでの事業を承知してなかったということで、取材を受けて、その内容を答えていった中で情報が出ていたという形になりますので、そこまで承知をしていなかったという状況でございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 幸村議員も私も、委員会で発言をしましたが、プレコンセプションケア自体は、とても大事なことだと思っていて、その検査自体にも否定をするものではないというの、皆様にも知っておいてほしいなと思います。

やっぱりプレコンセプションケアというのが、その言葉自体をやっぱり県庁職員なり、私も学校の先生の仲間にも聞いたり、ほとんど知らない、えっ、それ何って感じなので、まずは見直すということで、アンケートとかを取りますというふうにおっしゃっていたので、その辺で、やっぱりそれが何なのかというのを知っていくっていうのとても大事なことだと思いますので、そこからまた、よい事業を構築していただければというふうに私は思っておりますので。何かあれば。

○緒方子ども未来課長 知事からも答弁の中でもお答えがありましたけれども、再検討するということになっておりますので、プレコンセプションケア、確かにまだ啓発としては行き届いてないといいますか、国ほうでも9割ぐらいの人はまだ御存じないというようなことも出ておりますので、そういった啓発が進むように取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 啓発をするということでよろしくお願ひしたいと思います。
その他、何かありませんでしょうか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございますが、岩田委員の御意見に対してでございます。

まず1点目、避妊去勢手術でございますけれども、受付のほうは、県内3地域に分けて実施しております。で、センターで実施なんですけれども、受付のほうは、各保健所に持ち込んでいただきますので、そこまでの御負担というのはどうしても必要ではございますけれども、そのようなやり方でさせていただいております。

あわせて、委員御提案というか、御要望のありました適正飼養というか、その点につきましても非常に重要なことだと思っておりまして、県の動物愛護の施策の中でも大きく6つの柱で進めておりますけれども、その第1番目に、飼い主における適正飼養と終生飼養の推進というところを掲げておりまして、こちらについては、なお一層の周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

あわせて、多頭飼育崩壊対策についても、県としても取り組んでおりまして、ただ、これは、県だけでなかなか取り組むのが限界というのもございますので、まず、早期に探知するために、福祉部局や民生委員さんなどとも連携して、早くに探知をして早くに対応するという体制づくりについて、さらなる強化に努めております。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 岩田委員、よろしゅうございますか——それでは、そういうことでお願いをしたいと思います。

その他に、何かありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で本日の

議題は終了したいと思います。

最後に、要望書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長